

水戸市地域包括支援センター 運営業務受託候補法人 公募説明会

令和7年8月20日
水戸市福祉部高齢福祉課
地域支援センター

公募要領等正誤表

(1) 水戸市地域包括支援センター運営業務受託候補法人公募要領

令和7年8月18日現在

箇所	誤	正
1 ページ 2 公募の趣旨 1 行目	地域包括支援センター（以下「センター」という。）	地域包括支援センター
1 ページ 2 公募の趣旨 9 行目	委託型の包括支援センター	委託型の <u>地域</u> 包括支援センター
8 ページ (3) 実施件数 ※の4行目	3 職種とは別に配置した介護支援専門員	3 職種とは別に配置した介護支援専門員 <u>等</u>

(2) 水戸市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

令和7年8月18日現在

箇所	誤	正
5 ページ 10 業務の内容 (1) 介護予防ケアマネジメント 業務 1 行目	<u>介護予防・生活支援サービス事業</u>	<u>サービス・活動事業</u>

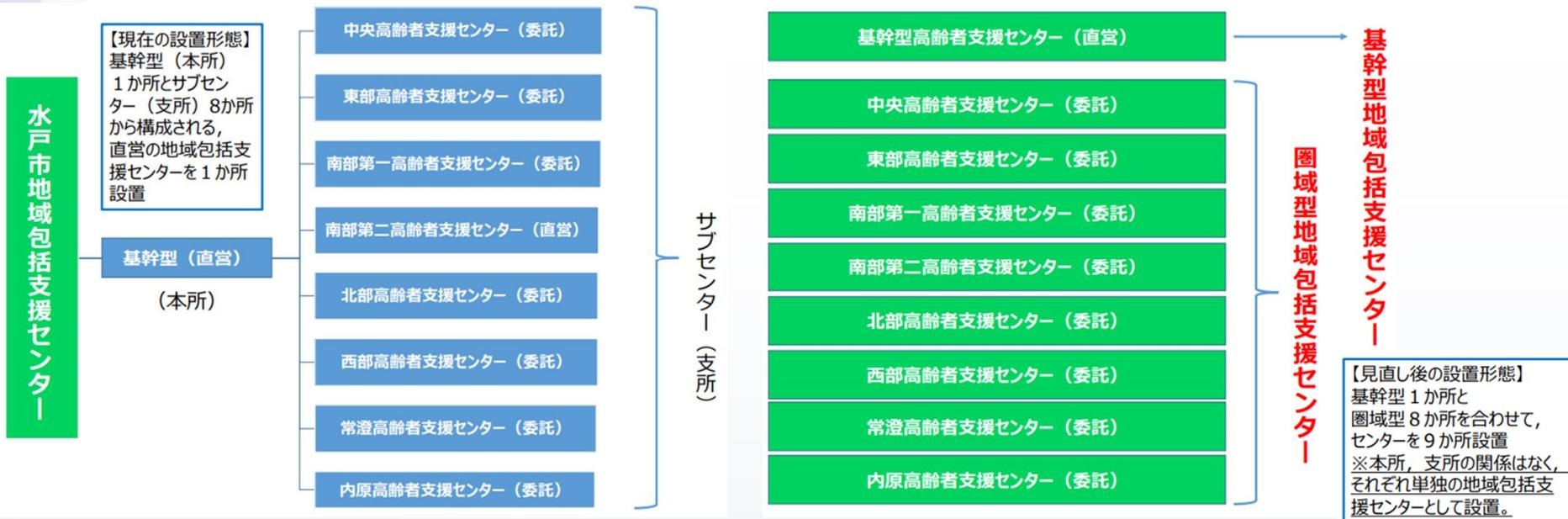


公募の趣旨

設置体制の変更について

現体制（～R 7年度）

新体制（R 8年度～）



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う**ことにより、その**保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する**ことを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者等に一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

包括的支援事業の実施

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応**等を行う。



包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

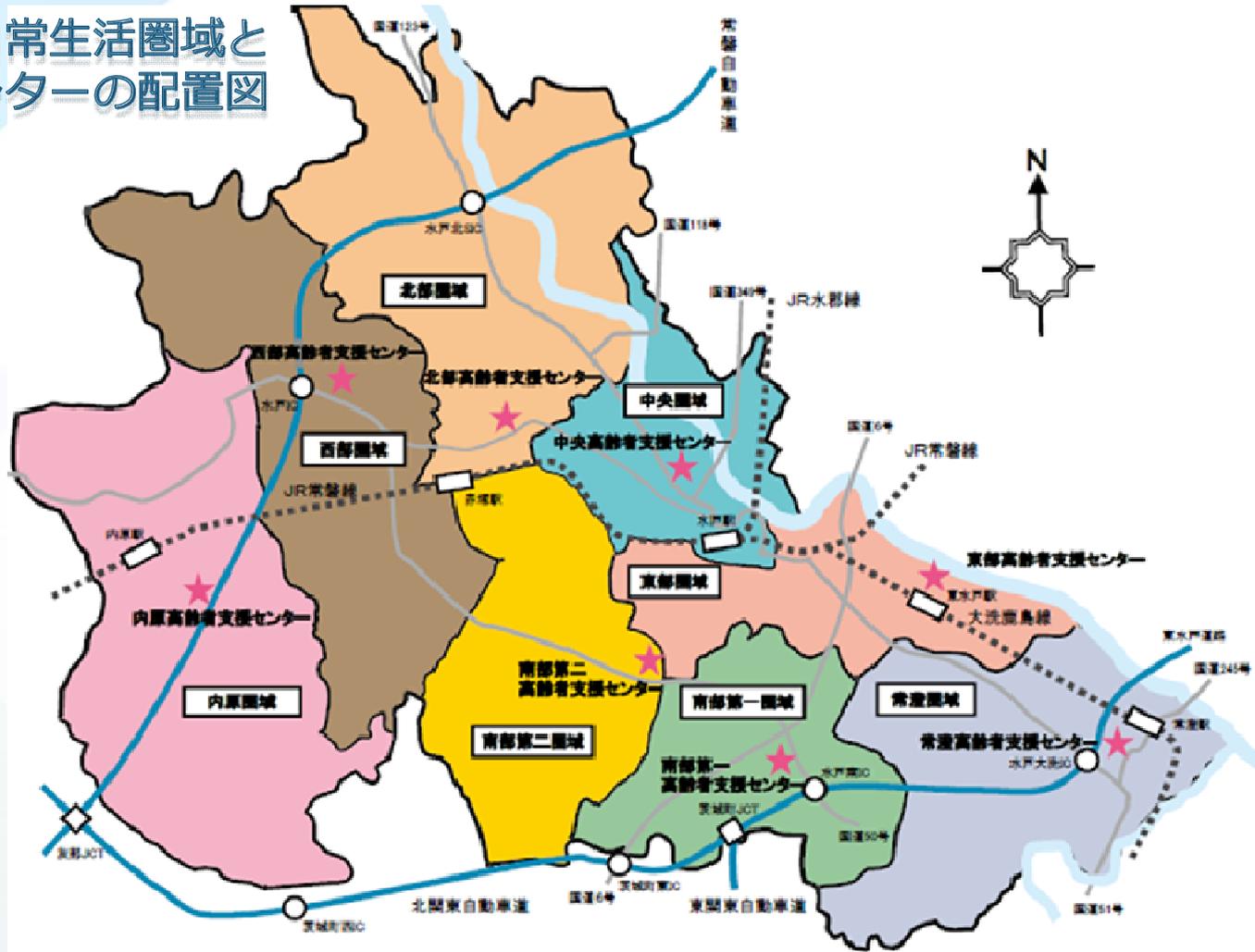
地域の関係者による、**地域づくりや政策形成の場**

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

(注) 地域包括支援センターの設置数は令和6年4月現在（資料出所：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

水戸市の日常生活圏域と現在のセンターの配置図





契約内容について

委託期間等について

- 準備期間

契約日の翌日～令和8年3月31日

(センター運営開始に向けた引き継ぎ，研修期間のため，委託料は発生しない。)

- 履行期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

- センターの運営開始日

令和8年4月1日



応募資格について

実績要件

- 令和7年4月1日時点で法人格を有していること。
- 市内で介護サービス事業所（福祉用具貸与及び販売事業者を除く）を運営していること等

設置要件

- 圏域内にセンターを設置
 - 事務室，相談室の設置
 - 他の介護サービス事業所と独立もしくは明確に
区別
- ※相談室については，業務に支障がなければ兼
用可

除斥条項

- 応募から決定に至るまでの間に該当した場合は失格となる。



応募方法について

質問方法及び回答

- 質問はメールで受付
- 回答はH Pに公開
- 公開した際にはメールにて説明会参加法人に通知する

応募方法

- 受付期間 令和7年9月19日（金）午後5時まで
- 提出方法 高齢福祉課に持参
- 審査・選定からの除外
- 留意事項 提出書類の不足，明らかな誤りがある場合は受理しない



選定方法について

事前審査

- 公募参加資格（要領第2章）に基づき確認
- 要件を満たしていない法人は失格

本審査

- 選定委員会において、書類審査及び面接審査（ヒアリング）を実施
- ※ ヒアリングに出席しない場合は失格

書類審査

- 法人の概要及び実績
- 基本理念
- 事業方針
- 開設日程・事務所設置計画
- 職員確保
- 緊急時の対応等
- 事業費見積額

面接審査（ヒアリング）

- 令和7年10月3日（金）実施予定
- 非公開で実施
- 会場，参集時間等は別途通知
- 出席は法人職員のみ，3名まで
- 提出書類の内容に基づきヒアリング
- 出席しない場合失格

運営財源

- 委託料
- 事務所賃借料（要件を満たす場合）
- 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費（介護報酬）

委託料

- 人件費

- ・ 3 職種の人件費

- ・ 事務職員を配置する場合の人件費

※他の事業所の事務と兼務する場合は、委託業務に従事する部分のみ計上すること

※ 3 職種とは別に介護予防支援業務に従事する職員の人件費は対象外

委託料

- 事務管理費等
- ・ 人件費， 事務所賃借料以外の， 事業の実施に必要な経費

事務所賃借料

- 法人の施設（自法人が運営する施設や関連する法人，事業所）以外に事務所を借りて設置する場合のみ計上
- 委託料とは別に上乗せして支払い
- 敷金等も含んだ上限額であるため，敷金等が発生しない年は賃借料のみ見積ること

介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

- 各地域包括支援センターが、利用者と直接契約するため、
（１）の介護報酬が収入となる
- 居宅介護支援事業所に委託する場合は（２）の金額で委託する
- ３職種が担当する件数の上限に留意すること

提出書類について（様式 1 ～ 9）

主な記入内容

- 法人概要及び実績（様式 3）
- 基本理念（様式 4）
- 事業方針（様式 5）
- 開設日程・事務所設置計画（様式 6, 7）
- 職員確保（様式 8）
- 緊急時の対応等（様式 9）

提出書類について（資料 1 ～ 7）

- 法人定款，各種証明書等
- 事業費見積額

人件費と事務管理費等の内訳を添付

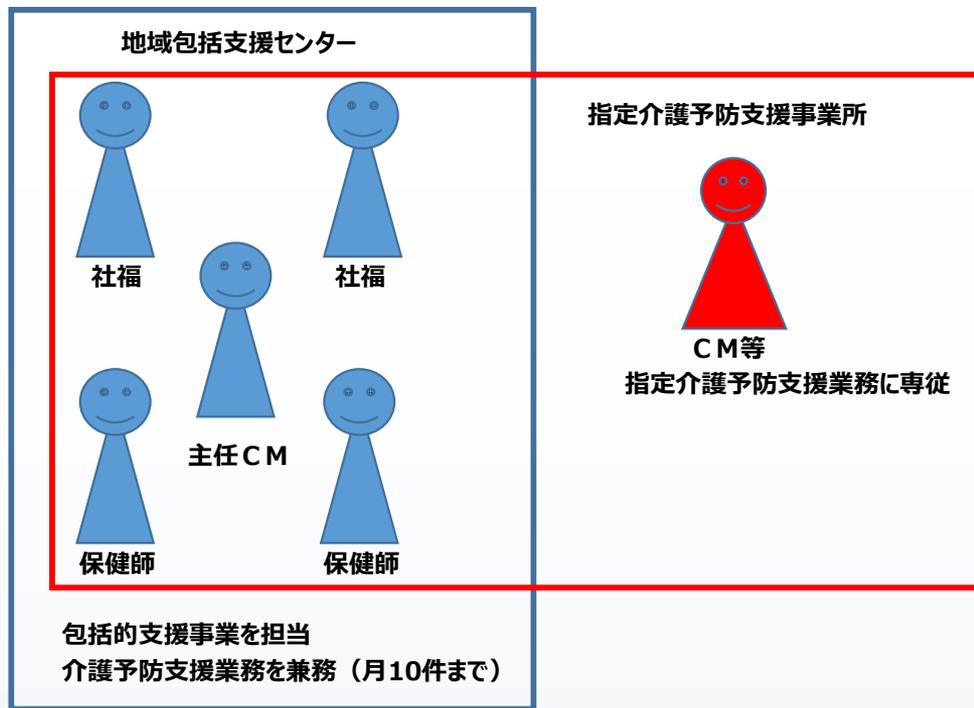
職員配置について

- 3職種その他これに準ずる者を圏域ごとの基準に基づき配置
- うち1名はセンター長（責任者）とする
- 常勤・専従を原則とするが、常勤換算での配置も可
（地域包括支援センター運営協議会での承認が必要）
- 指定介護予防支援業務以外の業務との兼務は不可

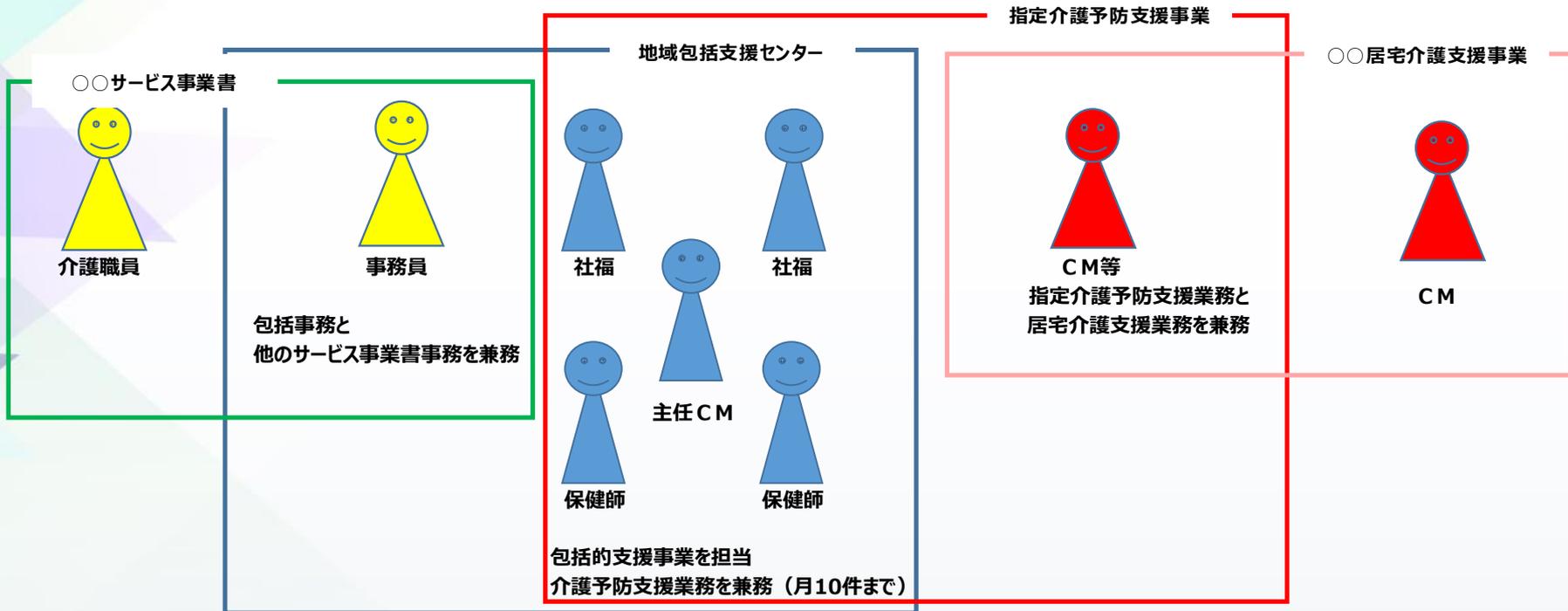
指定介護予防支援事業所について

- 地域包括支援センターに併設して運営
- 別途，事業所の指定申請が必要
- 従事する職員を1名以上配置（他の事業所との兼務可能。常澄，内原は3職種が兼ねることも可能）
- 包括の3職種は兼務可（担当件数の上限に留意すること）

人員配置のイメージ①



人員配置のイメージ②



スケジュール

項目	日時又は期間
質問受付	令和7年8月26日（火）まで
質問回答	随時HPに掲載（最終回答9月3日（水）） 掲載した際には説明会参加法人あてにメールにて通知
応募受付期間	本説明会終了後から9月19日（金）まで 平日の午前9時から午後5時まで（12時～13時を除く） <u>※必ず事前に連絡し、受付の予約をすること</u>
ヒアリング	10月3日（金）（時間は別途通知）
受託候補法人決定	10月下旬頃
選定結果通知	11月中旬頃
選定結果公表	12月上旬頃